

## 彩の国資源循環工場に関する要望書

- 1) 廃棄物の破碎・圧縮・処理時に大気中に放出される人体に有害な化学物質（シアン・イソシアネート・アクリロニトリル・ホルムアルデヒド・アスベスト・水銀）が建物から出ないように、廃棄物の破碎・圧縮・処理に関わるすべての排気を一度高温燃焼し、物質を分解後、排気口にフィルター設置するなど、より充実した対策を講じるよう、県・事業者働きかけてください。

<理由>近年子どもから大人まで、排気・建材などからの化学物質による「シックハウス」・「シックスクール」など「化学物質過敏症」による健康被害が多発しております。不燃ゴミ圧縮施設からの大気汚染による健康被害「杉並病」の例もあります。

この資源循環工場は、このような健康被害の原因とされる上記化学物質を含む産業廃棄物を大量（各社処理する廃棄物の1日の総量が約2500t）に扱い、9社の内8社が24時間稼働、工場自体から約500mもの至近距離に小川町木呂子と寄居町五ノ坪の住宅地があり、計画地内にも工場自体から約500mに子ども達などが利用するグラウンドがあるので、上記健康被害が周辺住民、グラウンド利用者に及ばないような対策が必要です。

- 2) 1.今回新たに設した2地点（五ノ坪農村集落センター・小川げんきプラザ）を含めたすべての調査地点で上記有害化学物質調査を稼働前・試運転時に行い、稼働後については定期的に行うよう県と事業者働きかけて下さい。

<理由>周辺住民・グラウンド利用者への上記処理による排気の影響の程度を知るためにも、稼働前後での調査が必要です。

- 2.各環境対策協議会における調査費により、住民主体の上記有害化学物質調査を稼働前・試運転時に行い、稼働後については定期的に行うようにしてください。

<理由>事業者・県だけでなく住民による調査は、クロスチェックとなり、数値の確認、安全管理の面からも必要性が高くなってきております。

- 3.今回新たに設置した2地点でも他の地区と同様、悪臭・水質・土壌調査を稼働前・試運転時に行い、稼働後については定期的に行うよう、県に働きかけて下さい。

<理由>今回新設された2地点では大気のみ調査となっています。他の地区よりも工場から近いことから、排気口からの悪臭物質はもちろん、排気による土壌・水質への影響も調査の必要があります。